第三節　損益計算書

（損益計算書の内容）

第十五条　損益計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

（損益計算の方法）

第十六条　損益計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

２　損益計算を行うに当たっては、複数の業務に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該業務に配分するものとする。

（損益計算書の区分）

第十七条　損益計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

一　サービス活動増減の部

二　サービス活動外増減の部

三　特別増減の部

四　純資産増減の部

（損益計算書の構成）

第十八条　前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。

２　前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。

３　損益計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

４　前条第三号に掲げる部には、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。

５　損益計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を税引前当期活動増減差額として記載し、当該税引前当期活動増減差額から法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税の負担額を控除した額を当期活動増減差額として記載するものとする。

６　前条第四号に掲げる部には、基金、代替基金、積立金並びに繰越活動増減差額の増減及び残高を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を当期末純資産残高として記載するものとする。

（損益計算書の様式）

第十九条　損益計算書の様式は、第二号第一様式及び第二様式のとおりとする。

第四節　計算書類の注記

第二十条　計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　会計年度の末日において、社会福祉連携推進法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二　資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三　重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四　社会福祉連携推進法人で採用する退職給付制度

五　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

六　債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

七　法第百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額

八　満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

九　関連当事者との取引に関する事項

十　重要な偶発債務

十一　重要な後発事象